

男女雇用機会均等法

性差別のない職場づくりを

小川英郎／弁護士（ウェール法律事務所）

性差別を禁止

日本では性別による差別待遇の慣習が根強く、女性からの改善要求が高まる中で多くの裁判が提起され、判決で差別待遇が違法とされてしましました。古くは、結婚退職制や女性のみに適用される若年定年制、男性職員だけを昇格させる制度や男女別コース制などが違法とされています。

憲法14条は法の下の平等

から男女のいずれかを排除すること、男女いすれかを表す職種の名称を用いたりすること（男性歓迎、女性向き、ウエイター、営業マン）、また、表向きは男女募集でも、現実の採用過程において男性のみを受け付けたり、当初から女性を採用しない方針を固めているような場合も均等法違反となります。

さらに、「男性30歳未満、女性25歳未満」といった男女についてのみ自宅通勤を条件とすることなども禁止されます。会社案内等の資料を明会の時期を男女で別々にします。第6条は、①配置、昇進、降格及び教育訓練、②住宅資

業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進すること」を目的としている部分があり、これ

均等法の基本理念は「女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようになります。（2条）」

均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。以下、均等法）は、86年4月に施行されました。憲法の理念にのつとり、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図ることとともに女性労働者の就

遇に関する特例の禁止、③紛争が生じた場合の救済措置、④ボジティブ・アクションに対する国の援助、⑤行政指導の実施が挙げられます。

募集・採用について、均等法5条で禁止される行為は、指針で詳しく事例が列挙されています。

募集にあたって、その対象

金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置、③職種及び雇用形態の変更、④退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新について、差別的取扱いを禁止しています。

例えば、▽営業職を男性に限定▽女性を基幹的業務から排除▽海外勤務者や海外留学者を男性から選ぶ▽女性に昇進の機会を与えない▽女性は一定の役職以上に昇進させない▽子どもがいることを理由で異なる条件を付したり、女性についてのみ自宅通勤を条件とすることなども禁止されます。

格試験等で男女で受験資格や合格基準を変える、といった本社勤務につかせない▽昇格試験等で男女で受験資格や取扱いが禁止されます。

「結婚退職」や「出産退職」も後を絶ちません。結婚、妊娠、出産を理由とした解雇などの不利益取扱いは、もちろん禁止です（9条）。

相談2万件 労組の出番

セクシャル・ハラスメントによる被害も深刻な問題です。

均等法は、職場におけるセクハラ防止についての使用者の配慮義務を定めています（11条）。男性がその地位を利用して部下の女性に性的な関係

具体的にどういうことか、みてきましょう。

労働者の募集及び採用について、その性別にかかわりなく均等な機会を与えるべきと規定しています。

均等法5条は「事業主は、性別にかかわりなく均等な機会を与える」とは、わかりやすく言えば、「家事や育児は女性がするもの」とか「家の稼ぎ手は男性」といった固定的な観念や、女性は平均的に勤続年数が短いといった過去の傾向などで、男女で差をつけはならないということです。

募集・採用について、均等法5条で禁止される行為は、指針で詳しく事例が列挙されています。

他方、女性のみの措置、または女性優遇の措置であつても、現実に生じている男女格差を改善するための措置は「ボジティブ・アクション」と呼ばれ、均等法で禁止される差別の取扱いには当たりません（8条）。女性が少ない職種で女性に有利な募集採用をしたり、教育訓練で、女性が少ない職種・役職に従事させることなどです。

女性から差別的取扱いを定め、使用者にその防止のための必要な配慮や措置をすることを義務付けています。

女性がその地位を利用して部下の女性に性的な関係